

四万十町景観計画 (変更案)

変更箇所の確認方法

- ・タイトルが赤字となっている場合、項目・内容を新規で追加
- ・本文の一部が赤字となっている場合、現計画の一部を訂正

令和7年7月
四万十町

目次

序章

1 はじめに	1
(参考) 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(四万十川条例)	2

第1章 四万十町景観計画策定の方針

1 四万十町のまちづくりと景観施策の考え方	3
2 計画の目的	4
3 流域市町との連携	4
4 景観計画の改定の経緯	4

第2章 四万十町の景観特性

1 社会的条件の整理	5
2 地域区分と景観特性	6

第3章 景観形成上の課題整理

1 景観形成上の課題整理	10
2 四万十町の景観形成に関する取り組みとの整合	15

第4章 景観計画区域

1 景観計画区域	17
2 区域の区分	17

第5章 景観形成の目標と方針

1 将来の景観像と基本目標	21
2 地域区分ごとの基本目標	22
3 四万十川流域の文化的景観の保全・継承	23

第6章 四万十町の景観形成基準

1 届出の流れ	25
2 届出対象行為	26
3 届出が適用されない行為	28
4 景観形成基準	30

第7章 景観重要建造物及び樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針	42
2 景観重要樹木の指定方針	43

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1 公共施設の整備に関する基本方針	46
2 指定に関する基本方針	47
3 対象施設	47
4 景観重要河川の整備方針	50
5 景観重要道路の整備方針	51

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第10章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1 景観農業振興地域整備計画に定める事項	54
2 計画策定における考え方	54

序章

1 はじめに

四万十町は、平成 18 年 3 月 20 日に窪川町・大正町・十和村の 2 町 1 村が合併して誕生しました。

いずれの地域（旧町村）も、豊かな自然環境に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にしているのが共通の特徴で、町村合併により、それぞれの特色ある自然と歴史・文化が多彩さと奥行きを増した町となりました。

四万十町には、「日本最後の清流」と言われる四万十川をはじめとした豊かな自然が保たれ、日本の原風景とも言える風情が残っています。また、住民の暮らしも自然と密接に関わりを持ちながら営まれており、この自然と人々の暮らしの営みが織り成す多彩な景観は町民の財産であり誇りです。

これらを守り、育んでいくには、町民が景観の価値を認識し、開発行為等の経済活動と地域の自然とともに歴史、文化を積み重ねてきた人々の生活との調和を図り、それを保全していく意識を高めていく必要があります。

そのようななか、国は「景観法」を制定し、農山漁村等の集落を形成している地域とこれと一体となった景観を形成する地域を保全する制度を設けました。そこで、四万十町は、四万十川総合保全機構（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町の流域 5 市町）と連携し、この制度を活用し、これまでの四万十川の環境と景観保全の取り組みを発展させ、良好な景観を「文化的景観」と位置づけ、地域資源として活用する取り組みを進めることにしました。



四万十川沿いの田園風景（壱斗俵）

高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例

一重点地域における許可制度一

■制度概要

高知県では、四万十川の保全を進めることで、その価値を一層高め、四万十川を生かした流域の振興を目指し、環境をテーマとした地域づくり、誇りある地域づくりを進め流ため、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「高知県四万十川条例」）」を平成13年3月に制定した。

条例に基づき、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを「重点地域」に指定し、条例に基づき、行為着手前に県知事の許可を受ける必要がある許可制度を運用している。この制度により、自然環境や景観への配慮を求め、許可基準に沿った行為の実施が必要となる。

現在、重点地域の許可は、高知県知事から流域5市町である四万十市、四万十町、中土佐町、梼原町、津野町の各首長に権原委譲されている。

現在、四万十川流域の一部エリアでは、景観法に基づく景観計画の届出とともに、この高知県四万十川条例による許可申請が必要となっている。

■重点地域

対象行為：鉱物の掘採・土石の採取

土地の形状変更、

建築物・工作物の新築・増築・改築又は移転

屋外における物品の集積又は貯蔵

規制対象の河川：四万十川本川及び主要5支川

規制区域：回廊地区及び保全・活用地区（下図を参照）

清流・水辺・生き物回廊地区

（回廊地区）

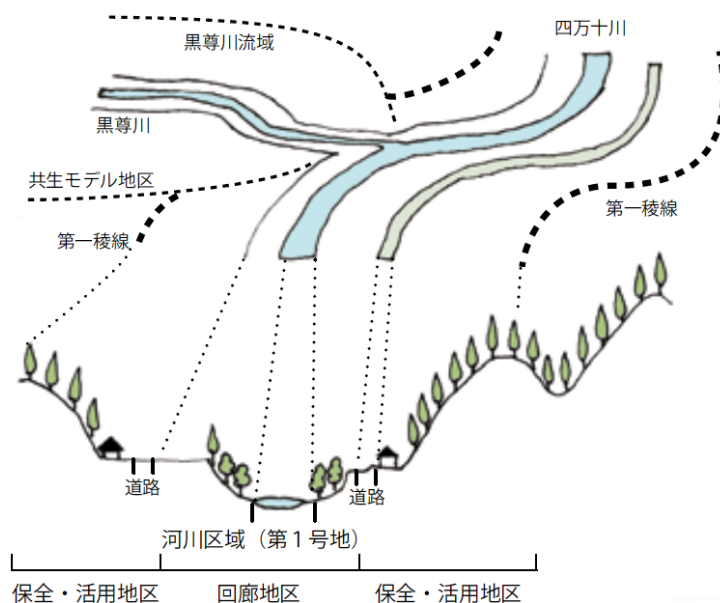
四万十川の生態系や景観を保全することが特に重要な地区で、本川と主要支川から川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる区間を指定

景観保全・森林等資源活用地区

（保全・活用地区）

回廊地区と一体的な生態系や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る地区で、本川と主要支川に一番近い尾根までを基本とし、回廊地区は除き指定

断面のイメージ



第1章 四万十町景観計画策定の方針

1 四万十町のまちづくりと景観施策の考え方

四万十町では、基幹産業の農林水産業の低迷に加え、過疎化・少子高齢化等によって、地域活力は低下を続けています。

一方、四万十川の知名度は全国的にも高く、今後は益々、観光資源としての活用と、そのための景観保全が求められています。しかし、住民には四万十川の景観や清流環境の変化を危惧するとともに、景観保全や環境保護よりも生活の向上を求める意見もあります。

四万十川が「日本最後の清流」と言われ、良好な景観が残っているのは、これまで流域で大規模な開発行為が行われなかったためで、良好な景観の多さは、言い換えれば不便の多さでもあります。

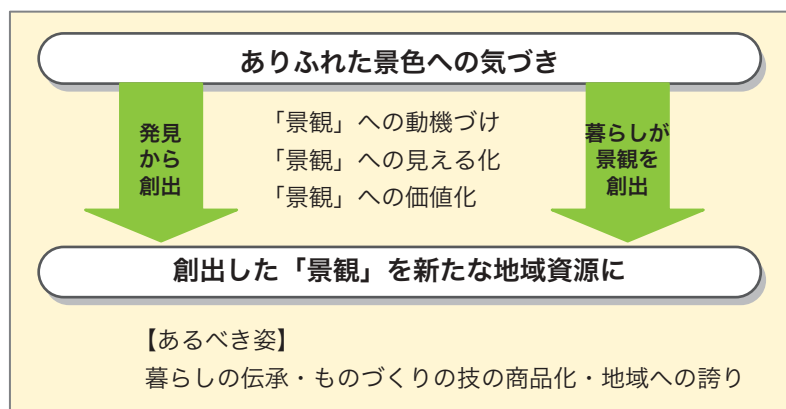
しかし、現在、求められているのは、利便性・経済性・効率性のみを追求した乱開発ではなく、都会では成しえなかった自然との共生であり、秩序ある開発です。

そのため、住民は、都市住民が都市では見られない四万十川やその流域に残された美しい景観に魅力を感じて訪れることを理解し、ありふれた景観にこそ価値があることに気づく必要があります。

そこで、四万十町では「景観」という新たな概念を育て、住民共有の財産である貴重な景観を意識したまちづくりに取り組みます。

そして、農地や山林等の地域資源を保護しそれを活用した農業経営や林業経営を進めることによって、本町での就労を確保するとともに、四万十川や農山村の景観を保全します。

さらに、四万十川を核に山・台地・海、農山漁村の多彩な景観を地域の財産として位置づけ、観光地化しない観光地として、これらの資源を保全して長く活用します。



2 計画の目的

この計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものであり、また、第2次四万十町総合振興計画や環境基本計画、**四万十川流域の文化的景観「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画**と相互に連携してまちづくりを進めるために策定するものです。計画の内容については、状況の変化に対応していくため、必要に応じてその都度見直しを行います。

3 流域市町との連携

これまで四万十川の保全施策について、四万十川総合保全機構及び**公益財団法人四万十川財団**のもとで、四万十市、中土佐町、津野町、梶原町の流域市町と共同して取り組んできました。

この四万十川の保全施策の新たな展開として、「川」をテーマとした四万十川の良い景観の形成に取り組むため、平成19年8月、高知県と景観行政団体の協議が整い、流域5市町が景観行政団体としてそれぞれの地域特性にあった景観計画を統一のテーマのもとに策定し、景観行政団体として良好な景観の形成の施策に取り組んでいます。また、平成21年2月には文化財保護法に基づく**重要文化的景観**として、四万十川流域5市町が全国初の広域的な文化的景観に選定を受け、流域で連携しながらその保護に取り組んでいます。

4 景観計画の改定の経緯

景観計画の策定後、10年以上が経過するなかで、四万十川流域の文化的景観の選定地内等において、当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギー等の開発計画への対応等の必要性から、令和5年度に四万十川流域5市町の文化的景観保存活用計画が改定され、四万十川流域の文化的景観保全の考え方が示された。

これを受け、本計画では、文化的景観の保護の取り組みと整合を図るとともに、本町の一体的な良好な景観の保全・創出に向け、流域5市町と連携しながら、計画の改定を行うものである。

第2章 四万十町の景観特性

1 社会的条件の整理

(1) 土地利用の現況

四万十町は、東南部は土佐湾に面し、西北部は愛媛県との県境に接しており、四国カルストを源に太平洋に流れる清流四万十川の中流域に位置し、山地、里山、台地、河岸段丘、河川、平地、海岸、海といった多様な姿をみせる農林水産業を基幹産業とした町です。町内東部に2,000haの農地高南台地・窪川地域）が広がるものの、総面積の9割を山林が占め、集落の多くは四万十川及び支流の梶原川沿いの狭隘な農地で形成されています。

(2) 四万十川及び流域の概要

四万十川の自然環境は、河道特性、地形特性及び生物の出現状況等を勘案すると、山間溪谷部の清冽な流れの源流から佐賀取水堰までの上流部、大きく蛇行を繰り返しながら瀬淵を形成し流下する佐賀取水堰から四万十市佐田付近までの中流部、山地から平野部に入り四万十川の豊かな自然環境を育む広大な汽水域を有する佐田付近から河口までの下流部に大きく区分されます。四万十川には、高知県等が指定し保存対象となっている48橋の沈下橋を含め数多くの沈下橋が存在し、その風景は沿川の森の緑や点在する集落等と一体となり四万十川を代表する景観となっています。

2 地域区分と景観特性

町内全域を大きく4つの地形タイプから地域を区別し、それぞれの地域区分に応じた景観特性と地域資源を整理します。

■山村地域（四万十川の主な支流域と山地）

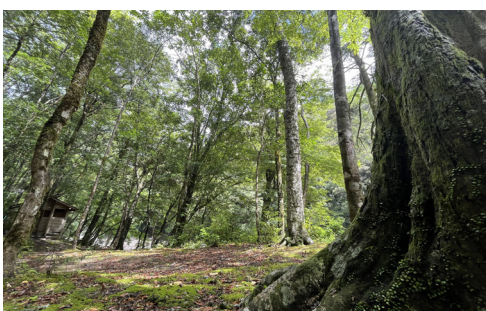
豊富な森林資源を擁し、年間降水量が多く、この気候条件のなかで豊かな森林を育み、その恵みを生業としてきた。

これらの地域は、全国有数の良材の産地であり、また四万十川の清流の源として山村集落と共に重要な景観を形成している。

景観を構成する主な要素

○森林

- ・ 藩政時代の複層林など高い林業技術により整備された森林に恵まれ、森林を産業資源として活用しており、特に四万十桧は地域ブランドとなっている。
- ・ 国有林や町有林の一部は風景林として保護されている。
- ・ 大正梶原川流域には、国有林の木材搬出用に使用された森林軌道跡があり、一部はウォーキングトレイルとして整備されている。



豊かな森林（久木ノ森風景林）

○斜面地の農地

- ・ 棚田や段々畑が山麓の傾斜地に点在している。経営農地は小規模であるが、農業と林業の複合経営が生業の主体である。

○集落地

- ・ 山や川の豊かな恵みを生活の生業に組み込み加工する技術をはじめとした暮らしの生活力みなぎる地域である。
- ・ 各地区に伊予の影響を受けた茶堂が点在している。



川沿いの棚田（大正中津川）



旧森林軌道の橋梁（下津井）



茶堂（大正中津川）

■四万十川中流域

穿入蛇行を繰り返す四万十川中流に広がるエリアで、かつては筏流し・管流しによる木材の運搬や、センビ・高瀬舟・センバによる水運が発達し、川沿いの集落は休憩や宿泊・中継の地としての役割を果たし、その生活・生業によって流域の景観が保全されている。

景観を構成する主要要素

○四万十川

- 豊かな清流を湛えるとともに、川沿いには多くの自然が残っており、住民はそれを生活の中に取り入れて利用している。

○中州

- 流域の中州は独特の河川景観を創り出し、**最大の中州である**三島は農地の耕作によって季節ごとに味わいのある景観を醸している。

○川漁

- 昭和8年に県知事の許可制となった鮎の火振り漁は、四万十川流域の有名な伝統漁法の一つ。その多くは、農業の傍らの副業として行われている。

○伝統産業

- 泉貨紙は、農業の副業として四万十川流域で古くから生産されていた純楮製の和紙で、旧十和村で伝統技術が伝承されている。
- 川の瀬で行われる楮の晒しは冬場の風物詩である。

○沈下橋

- 四万十川の洪水時に耐えるために造られた、橋脚が低く欄干もないコンクリート製の橋。現在も生活道として利用されている。



最大の中州（三島）



穿入蛇行の集落（浦越）



火振り漁



上岡沈下橋（上岡）

■高南台地域

四万十川及びその支流の豊富な水を利用して開墾した田園風景が広がっている地域をいう。

これらの地域には、四万十川に築かれた堰や水路、洪水から農地を守るための石積み堤防等、先人たちが四万十川と共生してきた歴史を見ることができる。

景観を構成する主な要素

○田園

- ・ この地域は県内でも有数の穀倉地帯で、広大な水田で生産される良質米は、仁井田米のブランドで知られている。

○水路・堰

- ・ この地域では四万十川の清流を農業に利用するために堰や水路を築いている。その中に、作屋の合同堰（通称：三堰）や灌漑用水路がある。
- ・ 法師ノ越水路トンネルは平成 10 年に改修し、現在その一部が残っている。

○石積み堤防

- ・ 四万十川の洪水から水田を守るために河岸に築かれた石積みの堤防が市生原や越行に現存している。

○神社

- ・ 高南台地の開墾の歴史を物語るものに神社がある。
- ・ 高岡神社は伊予の豪族・河野氏によって創建され、空海が5社に分座したと言われる。高加茂神社は銅矛5本と銅戈1本をご神体としている。



高南台地の田園（七里）



集落内の水路（市生原）



石積み堤防（市生原）



高岡神社（仕手原）

■町場（窪川市街地・港町）

窪川市街地は、高南台地の生産・流通・行政の中枢を担って発展した門前町と城下町の景観をとどめている。

志和地区に見られる町屋の通りや米蔵跡の石垣には、高南台地の発展を支えた港町の歴史をみることができる。

景観を構成する主要要素

○窪川市街地

- ・ 窪川地域には、四国霊場第37番札所岩本寺をはじめ、半平旅館、美馬旅館、文本酒造等 明治時代後期の建築様式を伝える貴重な建造物がある。



37 番札所岩本寺（窪川）

○志和地区

- ・ 志和地区には、室町期の創建と言われる薬師寺や藩政期から昭和初期にかけて四万十川流域の物資運搬の集積により財をなした商家が多数存在している。



薬師堂（志和）



町家や蔵の残る通り（窪川）



水路沿いの町家（志和）

第3章 景観形成上の課題整理

1 景観形成上の課題整理

前述した地域特性や景観形成に関するこれまでの取り組みを踏まえ、①山村地域、②四万十川中流域、③高南台地、④町場の4つの地域区分ごとに、景観形成上の課題を整理します

(1) 山村地域 「暮らしの知恵が引き継がれる 生活の景観」

四万十町の森林は、大部分が温暖帯林（標高0～1,000 m）で、シイ・カシを中心とした照葉樹林が占め、一部、標高600～1,200 mの地域である市ノ又溪谷風景林や中津川や日野地川の上流部などにモミ・ツガ・アカガシを主体とした樹種が混在する推移帯林が見られます。また、集落近くの山（いわゆる里山）は、農耕用の牛馬の飼料としての草刈場（入会林に遷移）、稲木、杭、柄等の農機具、薪炭林として伐採が繰り返されてきました。このため、植物相は多様性に富んでおり、様々な花が咲き誇っていました。春先にはピンクのフジツツジ（メンツツジ）が山のあちこちに咲き、四万十川中流域に春を告げ、その後、オンツツジと続き、まさに四万十川の里山は百花繚乱でした。

最近、薪炭林はおろかパルプ材としても広葉樹が利用されなくなり、極相樹種のシイが蔓延しています。四万十川条例では、天然林の伐採や針葉樹の植樹を行為の制限条項（解釈で除外）としていますが、シイが遷移している現状を、政策的に良好な景観へと転換・創出する必要があります。

ヤイロチョウやカワセミなどの野鳥の鳴き声も良好な景観を相乗しています。

四万十川の第一支流である梶原川沿いやその支流である中津川沿い、また日野地川沿いの地域では、ともに広大な国有林とそこで働く人を担う集落として発展してきました。この国有林野事業による影響か、この地域の林業技術力は高く、その山林経営規模の大きいことが特徴となっています。

山の暮らしは、農業の単一品種生産と違い、山の実りを採取・加工・流通・販売することで生活を築いてきました。

この地域の景観は、生活力あるものづくりの技術や季節折々の祈りの儀式を含めた「生活の景観」であり、暮らしとの風俗習慣と一体的に守り創出する必要があります。

■山村地域

景観の要素	景観形成上の課題
森林	- 戦後のスギ・ヒノキの単層植樹による森林が、間伐等の未整備により「線香林」化している。また、戦後のエネルギー転換により炭焼きが激減し、薪炭林の活用が低迷し、温暖帯の極相樹種として多くの山がシイ・カシ林に遷移している。また、特用林産材としてクヌギが植林されたが、後継者不足と椎茸生産の減少により適齢伐期を越えるに至っている。 - 山村の景観は、山村での暮らしが成り立って始めて確保されるもので、自然に任せ手を加えないといった自然絶対論は山村景観の崩壊に導くこととなる。環境にやさしく搬出コストの低減化を図った「四万十方式作業路」による取組みなど、山に人を近づける施策は急務となる。 - グリーンツーリズムなど現代的な複合経営による山の担い手確保が、景観形成の大切な要素となっている。
農地	これらの地域には、棚田や段々畑が山麓の傾斜地に点在しているが、有害鳥獣被害による耕作放棄地が見られる。
住宅	これまでの山村集落の建築様式は在来工法による農家住宅であったが、職住分離や生活様式の変化からプレハブメーカーによる住宅の建築も見受けられるようになった。
河川	- 四万十川特有の魚種の豊かさも、ツガニやウナギなどの減少で大きく変化している。 - 遊漁規則による規制や川での遊泳抑制から川空間の親水機能が低下している。
伝統的建造物	藩政時代の山間の生活・建築様式を残した貴重な建築物に、国指定重要文化財の旧竹内家住宅があり、NPOボランティア団体により季節感のある山村行事を文化の生活様式を取り入れた利活用イベントを積極的に展開している。この事例をどう景観行政へ広め展開していくかが課題となる。
森林軌道跡	- 国有林の木材搬出用に使用された森林軌道跡があり、一部はウォーキングトレイルとして整備されているが、来訪者が少なく景観形成意欲が弱い。 - 森づくりや環境学習の場として、「ヤイロチョウトラスト地」と一体的な景観創出の整備が求められている。



林業で拓かれた集落（大正中津川森ヶ内）



山間の農村集落（下津井）

(2) 四万十川中流域 「昭和の郷愁 遊びの景観」

四万十川の景観は、川とそこに暮らす人々との関係において距離がないことが特徴といえます。それは、川の恵みを生活の糧にしてきたことによります。

沈下橋は、川との距離を感じさせることなく、橋の上から飛び込む子どもたちの遊ぶ姿がみられ、鮎が岩をはむ跡を覗き込む橋となります。

漁法も多種多様で漁族の種類の多さも四万十川たる所以。幾竿も流れに任す鮎の友掛け漁や早瀬にのまれるピンピン漁、幻想的な火振り漁やまさに原始的な手掴み漁など鮎漁だけをみても多くの漁法があります（現在、遊漁規則で禁止されているものもあります）。

沈下橋、拔水橋、鉄道橋と、幾筋に架けられた橋は、通運の歴史を知ることができます。

この四万十川中流域は、川の暮らしを再発見し昭和の時代を振り返ることができる「遊びの景観」といえます。

■四万十川中流域

景観の要素	景観形成上の課題
河川	- 川沿いには トサシモツケ群落やキシツツジの 自然が残っており、護岸工事については河川の修景や近自然工法の採用が求められる。また、道路から河川への眺望景観を確保する景観整備も一定必要となる。 - 暮らしの匂いを醸し出す水辺空間は、伝統的な生活習慣が集積されている地域でもある。川原を利用した物干しや楮の晒し、川竹の利活用など意識的に川へしむける工夫も必要となる。
中州	中州は独特の河川景観を創り出し、農地の耕作によって季節ごとに味わいのある景観を醸している。
農地	- 四万十川沿いの河岸段丘上に開墾された農地で、水稻を中心に菜花やシシトウなど多品種の複合的な農業が行われ、農地周辺にアジサイや芝桜を植栽するなど色彩のある景観を形成している取組みもあるが、耕作放棄地などが全体的に広まっている。 - 川霧に育てられる四万十茶は全国的にも評価が高い。段々畑で生産される茶は生産性が低く高齢化により茶畑の維持管理が困難となりつつある。
居住地	四万十川沿いの丘陵地や支流との合流点に、農業を生業としながら鮎火振り漁を行う集落が点在している。
伝統産業	- 泉貨紙は、農業の副業として四万十川流域で古くから生産されていた純楮製の和紙で、十和地区で伝統技術が伝承され世界的に注目されている。地域特性にあった景観としてもっと広める必要がある。 - 楮の晒しは冬場の過酷な作業工程であるが、川の景観にマッチした風物詩で、一定の生産規模を図りたい。 - 伝統漁法の「火振り漁」は昭和8年に県知事の許可制となった鮎漁で、四万十川流域の伝統漁法の一つであるが、「見せる景観」として漁の日時や場所を伝える工夫が求められる。
沈下橋	- 四万十川の洪水時に耐えるために造られた橋脚が低く欄干もないコンクリート製の橋で、現在も生活道として利用されている。周辺環境を沈下橋へといざなう一体的な景観形成が求められる。 - 沈下橋の周辺の主要道路のガードレールを、河川眺望を確保するためガードケープルに改善する。

(3) 高南台地域 「瑞穂の国の原風景 実りの景観」

ふるさとを後にしてはじめて知るわが町の米のおいしさ。この高南台地の仁井田米ブランドは、四万十川の灌漑による水」から創られた米といえます。

川を畏れ戒め鎮めた先人の川を治める構造物は、堰や導水路に堤防と幾多にのぼり、歴史を物語る産業遺産として保存活用する必要があります。

この黄金色にたわる田園に鈴の音が渡る遍路道が織り成す景観は「実りの景観」といえます。田園と農家住宅と水路の景観に修景を加えながら新たに創出しなければなりません。

■高南台地域

景観の要素	景観形成上の課題
水田	この地域は、県内でも有数の穀倉地帯で、広大な水田で生産される良質米は、仁井田米のブランドで知られている。
堰・水路 ・堤防	- 四万十川の清流を高南台地の水田に利用するために堰や灌漑用水路など歴史的な構造物群が存在する。 - 四季折々の季節感を感じさせるための周辺景観の在来樹種による修景整備を図る。 - 発電所導水路や法師ノ越水路トンネルは、四万十川を灌漑に利用し高南台地を開墾し美田にしてきた歴史を物語る文化遺産として保存活用する。
居住地	この地域の稲作と集落形成の歴史は長く、経営規模の大きい農家も多い。建物更新には、風格ある農家住居と庭の一体的な家並み景観へ誘導する。
神社仏閣	- 高南台地の開墾の歴史を物語る高岡神社は、伊予の豪族・河野氏によって創建され、空海が五社に分座したと言われる。 - 遍路道と一体的に五社さん」にいぎなう祈りの道景観として周辺環境を整備する。



広がりある農地（若井）



集落内を巡る水路（壱斗俵）

(4) 町場 「四国霊場札場の門前町と志和の景観」

窪川市街地は、第 37 番札所の門前町として発展し、現在もその景観を一部とどめています。

古くは城下町に基礎をおき、門前町へと発展した四万十川中流域の農山村地域にあっては、特異な商業都市と言えます。志和地区は、高南台地の生産物が集積され、藩政期から昭和初期にかけては四万十川流域の恵みの流通・往来の結節の地で、志和坂には当時の繁栄が偲ばれる往還が残っています。

■町場

景観の要素	景観形成上の課題
伝統的 建造物 ・往還	- 窪川市街地には旧半平旅館、岩本寺、文本酒造、美馬旅館等の明治後期の建築様式を伝える貴重な建造物がある。旧半平旅館は平成 20 年度に復元工事を行い、今後は地域内外の交流拠点としての活用が課題となっている。また、門前町にふさわしい街並景観形成も急務となっている。 - 志和地区には、薬師寺をはじめ諏訪神社、志和天満宮等の貴重な建造物が多数存在しているが、各建造物ともに修繕の必要箇所がある。また、窪川と志和を結ぶ往還も確認されており、保全と管理が急務となっている。



歴史ある旅館（窪川）



諏訪神社（志和）

2 四万十町の景観形成に関する取り組みとの整合

(1) 四万十川条例による規制誘導

四万十町は、環境をテーマとした魅力ある地域づくりを具体的に進めるため、高知県及び四万十川流域の各市町とともに「**高知県**四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（略称：四万十川条例）」及び同条例に基づく指標、環境配慮指針を策定し、人と自然が共生する循環型の地域社会の創出に向けて、様々な諸施策に取り組んできました。

四万十町景観計画では、町全体の豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り・発展・創出することを目的に、四万十川条例の理念を発展させ、自然と調和のとれた景観づくりを進めるための施策を展開します。

(2) 四万十町総合振興計画との整合

第2次四万十町総合振興計画では、3つの基本方針に基づく政策目標の実現に向けたまちづくりを推進するように取り組んでおります。

基本方針の一つである「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」の基で、施策目標として「生きがい・誇りを持てるまち」の中で、四万十川の文化的景観の保全・継承を定めています。四万十川の景観を中心とした重要文化的景観の保存・活用を含めた景観づくりのための計画を反映させていきます。

(3) 重要文化的景観との整合

四万十川沿いを中心に、流域5市町を対象として四万十川流域の文化的景観が国により重要文化的景観として選定されています。

この文化的景観の保護については、令和5年度に改定された「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画において、保存・管理及び整備活用に関する方針等が示されています。

なかでも、重要文化的景観は、景観計画に基づく保全措置を図ることが求められていることから、保存活用計画に示されている「土地利用の方針」との整合を図りながら、四万十川流域の文化的景観の保全・創出に取り組めます。

（４）四万十町都市計画との調整

四万十町都市計画では、窪川地区の市街地及びその周辺地区を都市計画法に基づく都市計画区域が指定されており、都市としての健全な発展と秩序ある整備・開発及び保全を図るために、土地利用のあり方を定めています。

窪川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の各部分の高さの制限について地域の実情に合わせた形態規制を導入しています。

この形態規制による建築物の適正な制限について、景観計画における規制誘導内容と調整を図ります。

（５）四万十町環境基本計画との調整

四万十町環境基本計画では、景観と調和したまちづくりとして「本町最大の資源である四万十川流域は、『四万十川流域の文化的景観中流域の農山村と流通・往来』として国の重要文化的景観に指定されています。この重要文化的景観の保全・継承とともに、歴史的、自然的特性を活かした景観形成に配慮したまちづくりを進めます。」と方針が示されています。

この四万十町環境基本計画の理念を踏まえ景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針を定めます。



四万十川の風景（家地川）

第4章 景観計画区域

1 景観計画区域

四万十町の町名の由来であり「日本最後の清流」と言われる「四万十川」は、豊かな自然の代名詞であり、四万十川をはじめとする山・川・台地・海の豊かな自然と、歴史・文化が積み重ねられた農山漁村の特色ある景観が、町の財産であり誇りです。

そこで、町全体の豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り発展・創出するため、町内全域を景観計画区域とします。

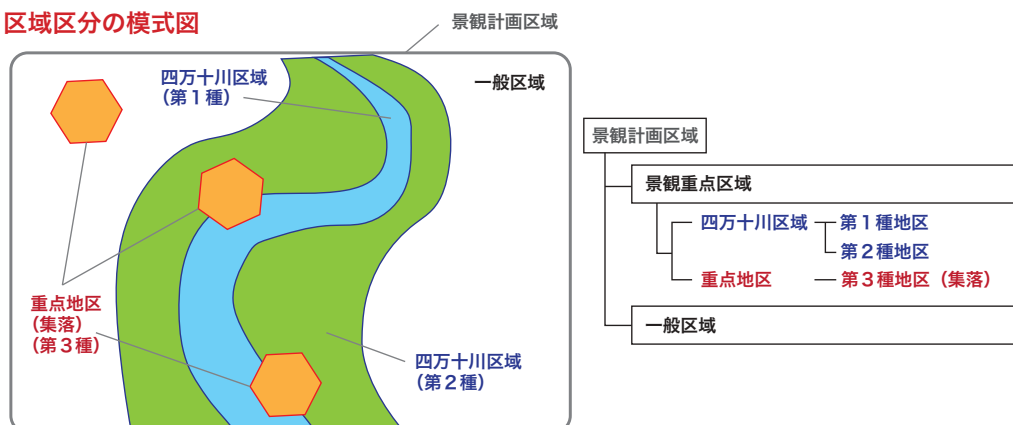
2 区域の区分

景観計画区域は、既存の四万十川条例による取り組み及び重要文化的景観の保護に資する取り組みを踏まえ、重点的な景観形成の取り組みを行う区域を「景観重点区域」とし、その他の区域と「一般区域」とします。

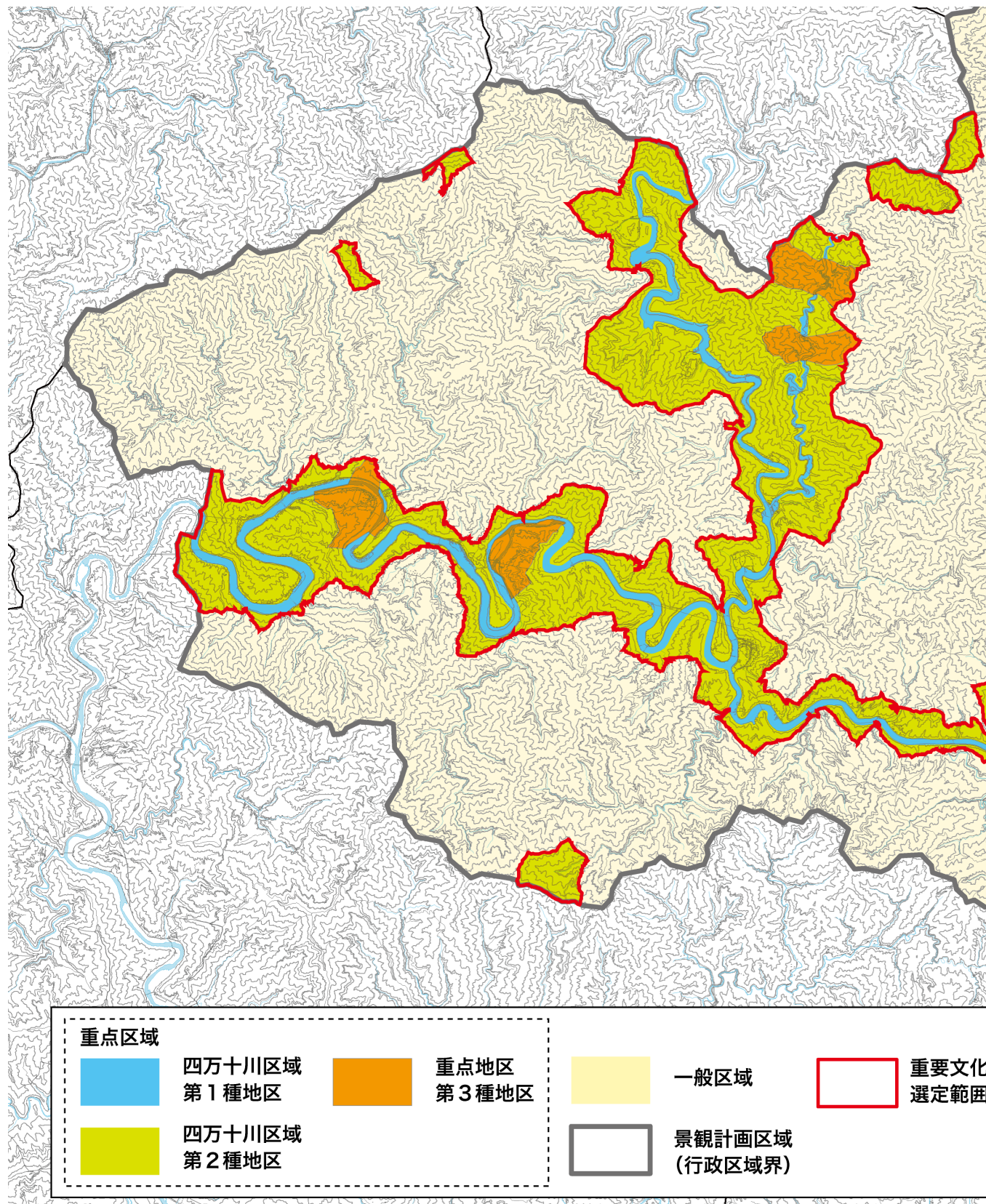
景観重点区域については、四万十川条例の重点地域及び重要文化的景観の選定地（以下、「四万十川区域」という。）に加え、地区や集落での一体的な景観まちづくりに取り組む範囲（以下、「重点地区」という。）を対象とします。また、景観重点区域については、区域内をそれぞれの景観形成の取り組みに合わせて第1種地区から第3種地区まで種別を設定を行います。

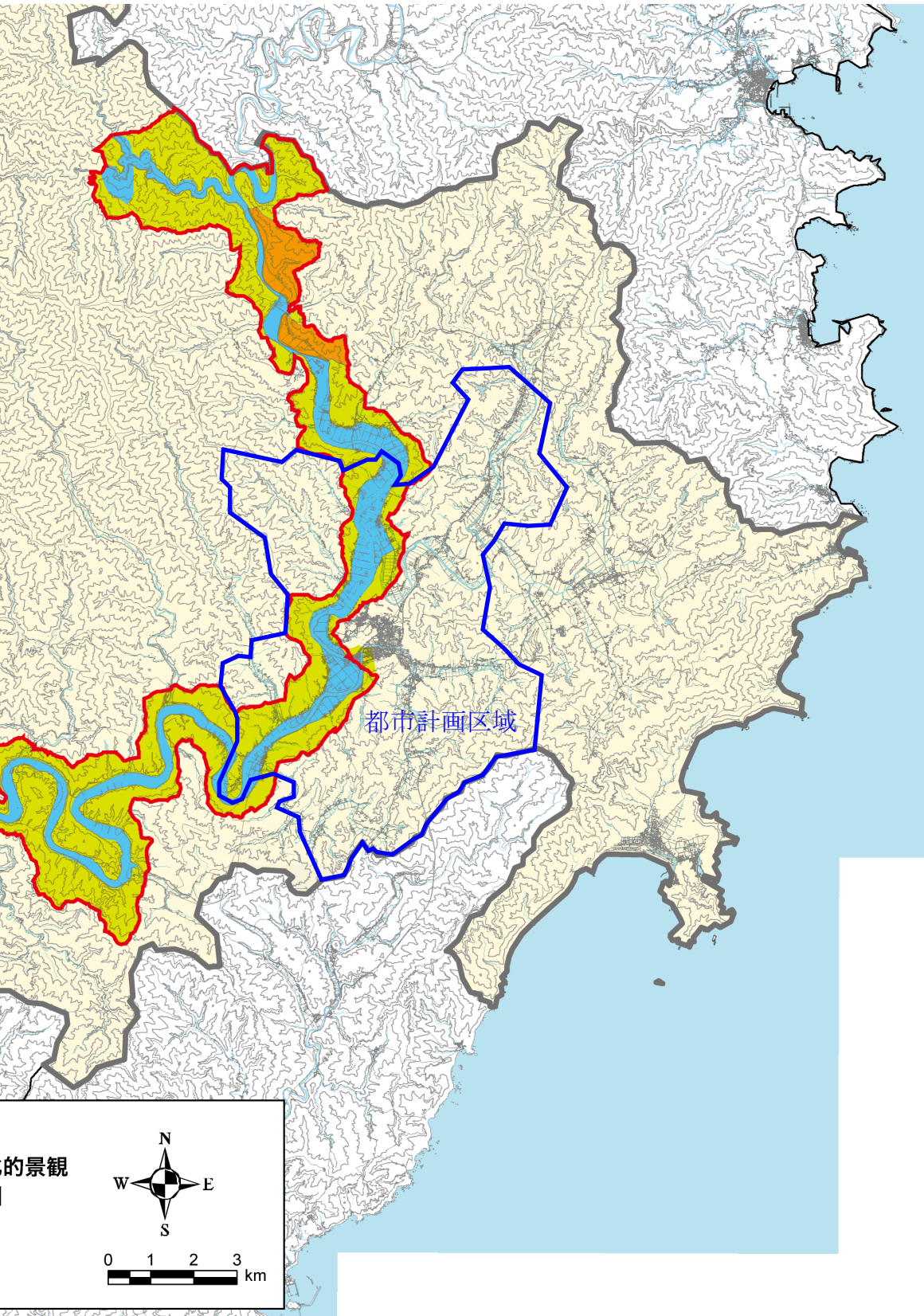
なお、町内全域を景観計画区域として緩やかな行為制限を行いながら住民の景観形成の意識を高め、その後重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域について、住民の景観形成への主体的な取り組みや住民の合意形成を図る中で、規制内容の厳しい「景観重点区域」への移行を図ることとします。

区域区分の模式図



景観計画区域の区分図





(1) 景観重点区域

■第1種地区（四万十川区域）

四万十川水系の河川環境及び河川の水辺が作りだす景観の保全を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「回廊地区」に該当する範囲
- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、河川から第一道路までの範囲
(ただし、第3種地区に指定された集落や市街地は除く。)

■第2種地区（四万十川区域）

四万十川沿いの山なみや山すそから傾斜地の環境及び景観の保全を図るとともに、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「保全・活用地区」に該当する範囲
- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、第一道路から第一稜線までの範囲
(ただし、第3種地区に指定された集落や市街地は除く。)
- ・ 上記以外の重要文化的景観の選定範囲（国有林等）

■第3種地区（重点地区）

景観上の集落の特徴の継承しつつ、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、重要な構成要素に特定された集落地
壱斗俵地区、市生原地区、轟地区、小野地区、
大正中津川地区（本村・森ヶ内）

(2) 一般区域

景観重点区域以外の地域を「一般区域」とし、「日本最後の清流」と言われる四万十川が流れる町として、経済活動との調和を図りながら、地域の自然や歴史・文化・人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を保全し創出します。

第5章 景観形成の目標と方針

1 将来の景観像と基本目標

四万十町が良好な景観の形成と創出を進める将来像は、住民・事業者・行政とが協働して描かなければなりません。その基本理念は、「町民と行政が目的を共有し、お互いの責任のもと役割を分担しながら町民主体の協働によるまちづくりを推進する」とする第2次四万十町総合振興計画の方針と合致するものです。

また、山・川・台地・海と多様で多彩な自然の恵みと奥行きを増した歴史風土は、四万十町の持つ「強み」です。

この歴史と風土が織り成す景観資産は、長い歳月の中で、水と緑の恩恵にあずかりながら、守り育み、足すことと引くことのバランスを生活者の知恵として「共生の環境思想」を暮らしの中で体現してきたことにより、後世に伝えることができたのです。

「環境の世紀」といわれる今日、私たちに課せられた課題について、山や川で生きた先人の「生活者の知恵」を今一度学ぶ必要があります。

山や川や海で暮らすことに誇りが持て、地域共同社会の中で、将来不安のない安定した生活することができる社会実現こそが、良好な景観を形成する原動力となります。

景観形成のキャッチコピー

山・川・海 自然と人の元気の力が 生活景観力



沈下橋と川遊び（松葉川）

祭礼（下津井）

2 地域区分ごとの基本目標

四万十川の清流を保全することは、その源である森林を保全することにつながっています。この四万十川の自然＝森林資源は、江戸時代には藩政林（御留山）として土佐藩の財政を支え、戦後日本の復興・高度成長を支え、現代ではCO₂の吸収を通じて地球環境の保全という大きな役割を果たしています。しかし、シイ・カシ林の極相遷移の森林景観の変化は、山に生きる人の暮らしが成り立たなくなった現れです。

流域住民が日々の生活・生業の中で延々と守り伝えてきたものの価値に気づき、山や川や農での生業が継承できる具体的な政策の展開、つまり生活起点の景観形成力が基本目標の基軸となります。

■山村地域

将来の景観像	四万十川の清流の源である森林 それを守り育てていく山村集落
基本目標	○歴史と文化が息づく山村の「生活の景観」を活かした新たな観光交流を振興します ○山村景観を守り育てる生活者の暮らしが成り立つよう産業振興をします

■四万十川中流域

将来の景観像	山と川の恵みの往来と暮らしに根づく川文化 それを支え活用していく流域集落
基本目標	○潤いのある川の体験型プログラムを創出し、「遊びの景観」を創出します ○多様な生物が生息できる水辺空間づくりを行い、川での暮らしを支援します

■高南台地域

将来の景観像	四万十川の最大の恩恵を受ける水田 それを守っていく農村集落
基本目標	○田園と水路と沿道集落景観に修景を加えながら、「実りの景観」を創出します ○循環型農業による食を通じた都市との交流を深め滞在型市民農園を進めます

■町場

将来の景観像	城下町を基礎として発展した門前町、台地と海を結ぶ往還と浦の街並み それを守り活用する街並空間
基本目標	○街並み整備等を行い「重要文化的景観にふさわしい街並み」を創出します ○伝統的建造物と往還の保全活用により交流人口の拡大を進めます

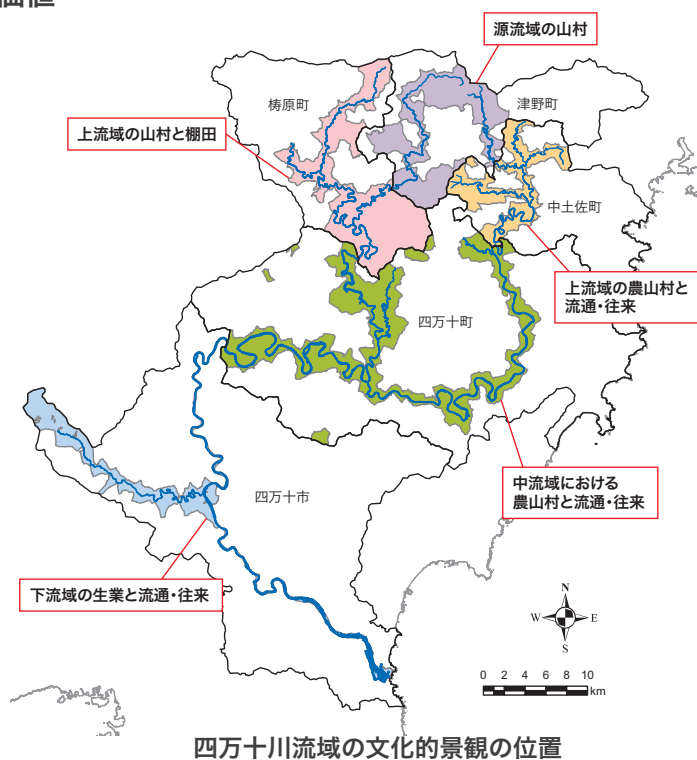
3 四万十川流域の文化的景観の保全・継承

(1) 四万十川流域の文化的景観の価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしが形成されています。地形条件は多様で、気候風土の自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら持続可能な暮らしが育まれています。

この四万十川流域らしい景観とは、自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに

維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体となり形成されています。四万十川流域では、源流域から河口域まで相互に関係を持ちながら、流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観が育まれています。



四万十川流域の文化的景観の位置

四万十川流域の文化的景観の見かた

山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



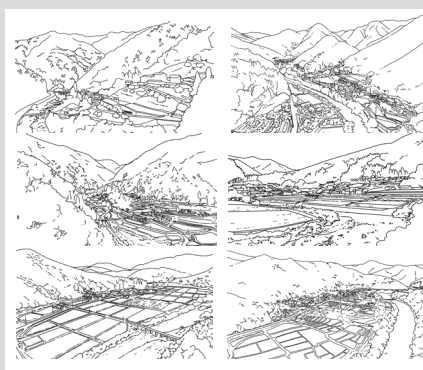
自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



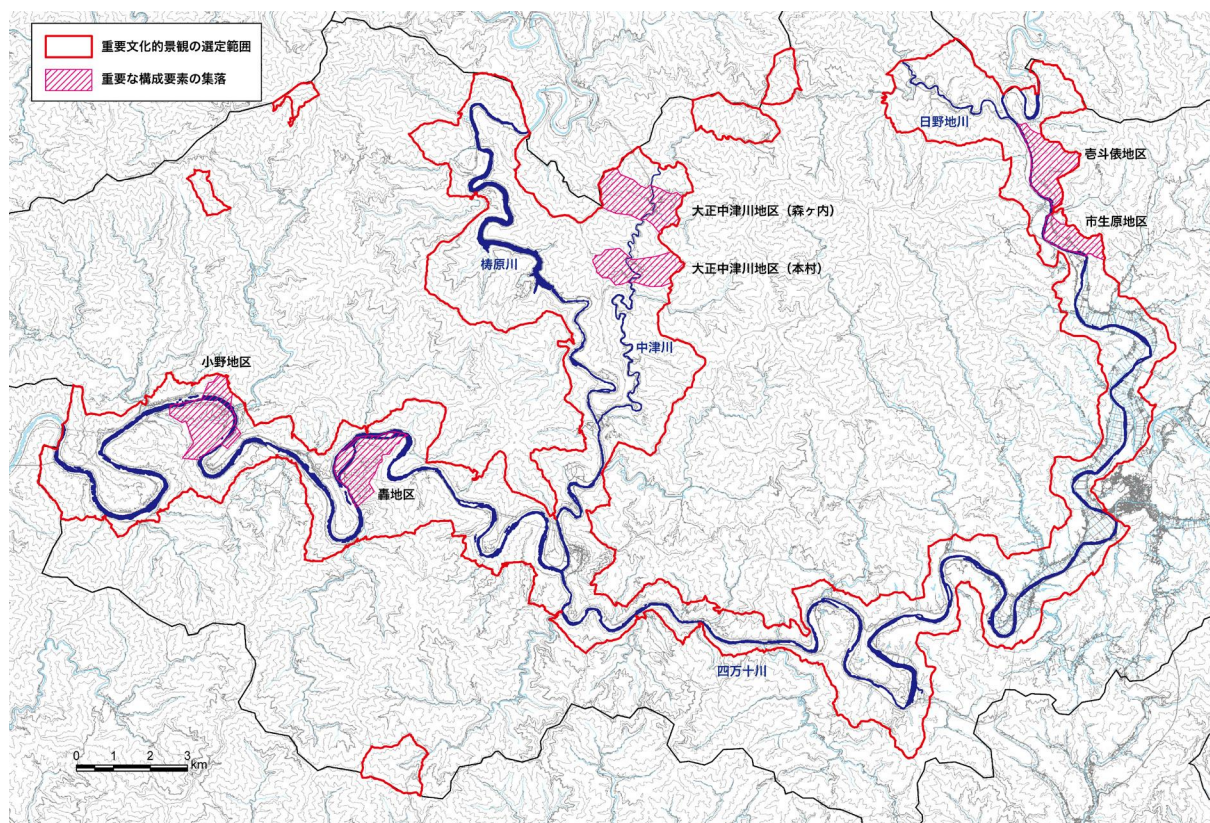
流域の多様な景観のまとまり



(2) 「四万十川中流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の保存継承

梶原川が山間を穿入蛇行して流れる奥四万十区域では、山間を切り開いて棚田や段々畑を営んでおり、大正中津川地区にはこれらの特徴をよく示す集落景観が形成されている。四万十川の中流域にあたる本流は大きく蛇行を繰り返し、穿入蛇行の先端部や山裾に棚状に農地が開拓され流ることにより、特徴ある集落景観が形成されている。なかでも本流最大の中州を有する轟地区では、かつては舟運の安全を祈願して三島神社が配された歴史を持つ。小野地区には舟運による林産品を扱う商人や筏師が集中する集落が形成されるなど、舟運による流通往来の歴史と関わりが深い。また高南台地区は高知県を代表する田園景観が広がる。この農業活動は灌漑により形成された歴史を伝える景観であり、区域内には水路網が張り巡らされている。市生原地区や壺斗俵地区にはこれらの特徴を示す集落景観が継承されている。

このように、四万十町には、高南台地から四万十川中流沿い、梶原川・中津川沿いの奥四万十区域にかけて、豊かな自然環境と農林業により形成される多様な土地利用、流通・往来の営みにより形成される市街地による「四万十川中流域の農山村と流通・往来の文化的景観」が形成されており、これらの保全・継承を図ります。



「四万十川中流域の農山村と流通往来の文化的景観」の位置と重要な構成要素の集落

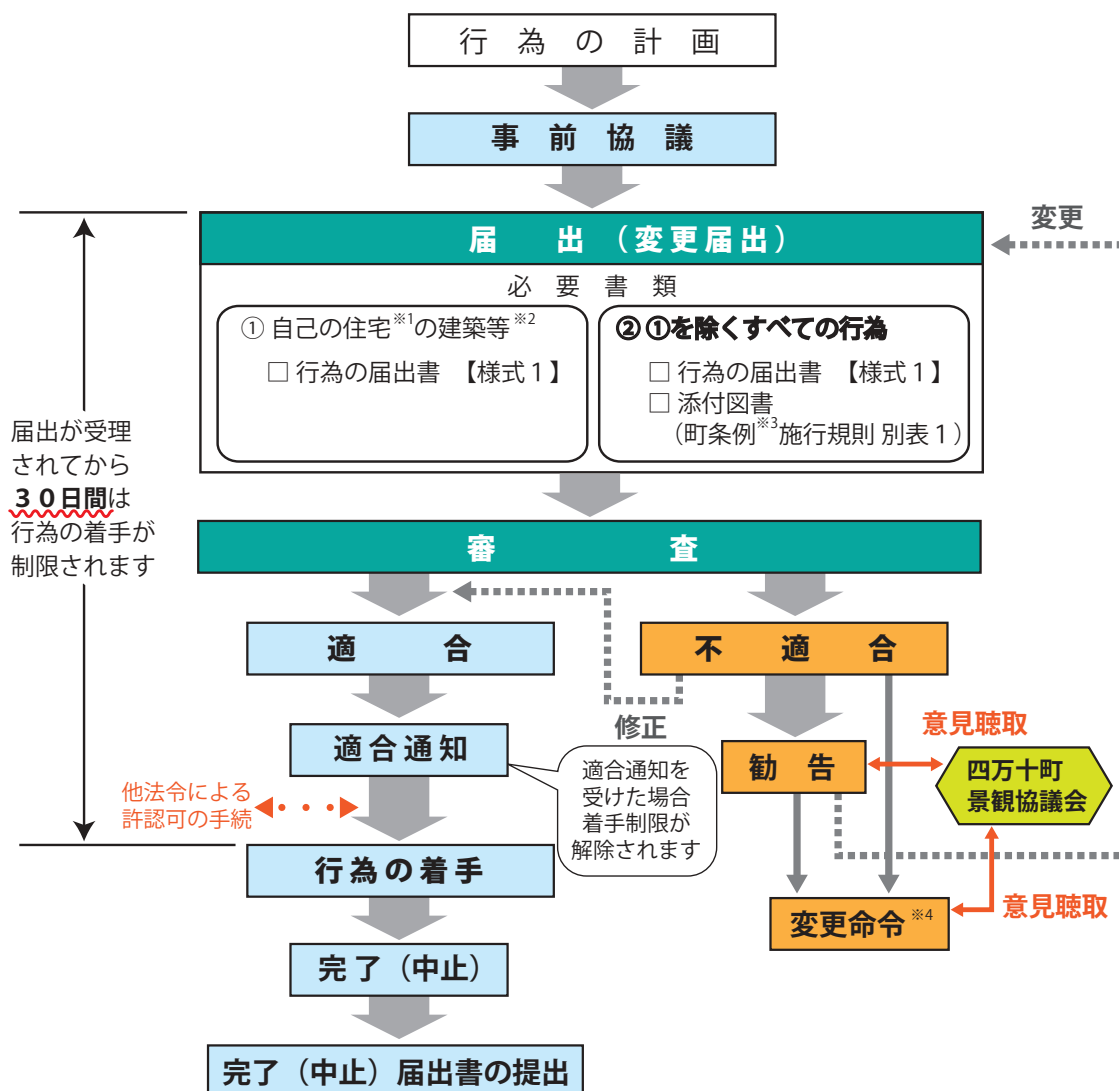
第6章 四万十町の景観形成基準

1 届出の流れ

四万十町では、次項に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する30日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

建築等の行為を計画する際には、必ず事前に四万十町に相談を行うようにしてください。

届出の流れ（フロー図）



- ※1 自己の居住の用にのみ供する住宅（店舗や事業所等と併用する場合は該当しません。）
- ※2 建築等とは、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」のいずれかに該当する行為
- ※3 四万十町景観条例
- ※4 建築物の建築等及び工作物の建設等が対象

2 届出対象行為

良好な景観を保全・形成するうえで特に影響を及ぼす規模の建築行為等を対象とした行為の制限として、区域の区分ごとに届出対象行為を次のとおり定めます。なお、届出行為は、四万十川条例では許可申請が不要であった自己居住住宅も、景観法に基づく届出の対象行為となります。

区域別届出対象行為の一覧

	景観重点区域	
	四万十川区域	
	第1種地区	第2種地区
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	☐ 建築面積 100㎡以上、又は高さ 10.0m 以上 ☐ 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10.0㎡以上となるもの	
工作物*の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	☐ 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの ☐ 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	☐ 築造面積 50㎡以上、又は高さ 5.0m を超えるもの ☐ 擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの ☐ 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの
開発行為	☐ 区域面積 100㎡以上のもの	☐ 区域面積 200㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	☐ 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの ☐ 100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	☐ 鉱物の掘採又は土石の採取で 200㎡以上又は高さ 3.0m を超えるもの ☐ 盛土 1.0m 又は切土 2.0m 以上で、200㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	☐ 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの	
木竹の植栽又は伐採	☐ 100㎡以上	☐ 200㎡以上
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	☐ 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明	

※四万十町景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- ・昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- ・風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

重点地区	一般区域
第3種地区	
□全ての行為（10㎡未満の増改築、模様替え等を除く）	□建築面積 200㎡以上、又は高さ 10.0m 以上 □上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 1/4 以上となるもの
□築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの □外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	□築造面積 500㎡以上、又は高さ 10.0m を超えるもの □上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観の 1/4 以上となるもの
□区域面積 100㎡以上のもの	□区域面積 3,000㎡以上のもの
□鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの □ 100㎡以上の土地の形質の変更	□区域面積 3000㎡以上のもの
□ 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの	□区域面積 3,000㎡以上のもの
□ 100㎡以上	□区域面積 3,000㎡以上のもの
□届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明	—

3 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的等により実施する行為については、届出（通知）は適用しません。

（１）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ☐ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ☐ 仮設の工作物の建設等（建築物の場合、仮設でも届出が必要です）
- ☐ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ☐ 農業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 用途を改変しない農地の改変（※新しく農地を開墾する場合は届出が必要です）
 - ② 幅員が 3.0m 未満の農道の設置
 - ③ 幅員が 2 m 以下の用排水路の設置
 - ④ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為
 - ⑤ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
- ☐ 林業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が 3.0m 未満の作業道や林道の設置
 - ② スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為（※皆伐の場合は届出が必要です）
 - ③ 天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為
 - ④ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、現状変更の許可を受けて行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観計画に整備に関する事項（整備方針）が定められたものの整備として行う行為
- (5) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

4 景観形成基準

区域ごとに、行為別の景観形成基準を定めることとします。

(1) 四万十川区域

■建築物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	☐ 高さは13mを超えないこと ☐ 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと	☐ 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 ☐ 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする
河川景観との調和	☐ 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける	☐ 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観や集落景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	☐ 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること	☐ 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	☐ 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	☐ 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	☐ 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する ☐ 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと	☐ 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する ☐ 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	☐ 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと ☐ 適切な維持・管理を行うこと	☐ 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	☐ 高さ 13m を超えないこと。 ☐ 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。	☐ 高さ 20m を超えないこと。 ☐ 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。
稜線等の分断	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	☐ 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること ☐ 河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと	☐ 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること ☐ 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける
形態・意匠、色彩・素材	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
緩衝帯の設置（鉄塔等は除く）	☐ 行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
天然林等の保全	☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する	☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する
緑化（鉄塔等は除く）		☐ 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する ☐ 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
空き地	☐ 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと	☐ 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと

■開発行為

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	☐ 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	—
河川景観との調和	☐ 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと ☐ 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	☐ 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 ☐ 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 ☐ 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	☐ 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	☐ 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	—
河川景観との調和	☐ 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	☐ 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	—
河川景観との調和	☐ 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと ☐ 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	☐ 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	☐ 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 ☐ 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 ☐ 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	☐ 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする
緑化	☐ 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する	☐ 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する ☐ 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 ☐ 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること	☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 ☐ 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	☐ 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する ☐ 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと	☐ 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する ☐ 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(2) 重点地区

■建築物

	第3種地区（集落）
配置・高さ	☐ 高さは13mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 ☐ 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする
河川景観との調和	☐ 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠・色彩・素材	☐ 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること ☐ 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	☐ 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	☐ 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する ☐ 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	☐ 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと ☐ 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第3種地区（集落）
配置・高さ	☐ 高さ13mを超えないこと。 ☐ 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。
稜線等の分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	☐ 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること ☐ 河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと ☐ 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける
形態・意匠・色彩・素材	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする ☐ 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
緩衝帯の設置（鉄塔等は除く）	☐ 行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
天然林等の保全	☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する

	第3種地区
石垣の 保全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化（鉄塔等 は除く）	□行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する □斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
空き地	□撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと

■開発行為

	第3種地区
生物の生息 環境の保全	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと □沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配 置	□1,000㎡以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分 断	□連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと □山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	□盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観と の調和	□蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと □河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと

	第3種地区
天然林等の 保全	□原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 □原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 □植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。
石垣の保 全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の 形態・意匠、 色彩・素材	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること □擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	☐ 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観との調和	☐ 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第3種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	☐ 1,000㎡以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	☐ 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと ☐ 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	☐ 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観との調和	☐ 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと ☐ 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	☐ 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 ☐ 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 ☐ 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。

	第3種地区
石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする
緑化	☐ 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する ☐ 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第3種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 ☐ 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第3種地区
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	☐ 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する ☐ 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(3) 一般区域

■建築物

	一般区域
配置・高さ	☐ 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	☐ 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	☐ 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものとする。 ☐ 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難い場合は、これを模したものを使用するなど周辺の景観と調和するものであること。 ☐ 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
外構	☐ 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する

■工作物

	一般区域
高さ・配置	☐ 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 ☐ 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	☐ 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
太陽光発電設備	☐ 太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備は、明度・彩度共に低い目立たないものとする ☐ 道路等の公共の場から望み見える場所に設置する場合には、道路等から直接、設備類が見えないよう植栽や塀等で遮へいする。

■開発行為

	一般区域
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	☐ 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 地形変化が最小限となることに配慮した造成に努める ☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する ☐ 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める ☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	一般区域
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	☐ 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	一般区域
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	☐ 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 地形変化が最小限となることに配慮した造成に努める ☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する ☐ 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める ☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと ☐ 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■屋外における土石等の堆積

	一般区域
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと ☐ 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
物品の遮へい	☐ 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように位置を工夫し、植栽や塀等による遮蔽等の措置をする

■木竹の植栽又は伐採

	一般区域
生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

第7章 景観重要建造物及び樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

地域の個性ある景観形成の核となる以下の項目に該当する建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として景観協議会の手続きを踏まえて景観行政団体の長が指定する。

指定方針

- 優れたデザインを有し、良好な景観の形成を特徴づけているもの
- 町民に親しまれており、地域のシンボリックな存在であるもの
- 地域の歴史、文化、生業などの特性を現すもの
- 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要建造物（指定済）

高加茂神社（市生原）	市生原薬師堂（市生原）	河内神社（大正中津川）
茶堂（大正中津川）	旧大正営林署（大正）	三島神社（昭和）
泉貨紙製作所（大井川）	蘇我神社・八坂神社（小野）	願成寺（小野）

景観重要建造物（候補）

志和天満宮（志和）	諏訪神社（志和）	志和薬師寺（志和）
旧半平旅館（茂串町）	岩本寺（茂串町）	



高加茂神社（市生原）



茶堂（大正中津川）



旧大正営林署（大正）



三島神社（昭和）



泉貨紙製作所（大井川）



蘇我神社（小野）

2 景観重要樹木の指定方針

以下の項目に該当する樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として景観協議会の手続きを踏まえて景観行政団体の長が指定する。

指定方針

- 地域の植生を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与するもの
- 町民に親しまれており、地域のシンボリックな存在であるもの
- 地域の歴史、文化、生業などの特性を現すもの
- 遠くから存在を認識させ、重要な場所を強調するもの

景観重要樹木（指定済）

天神杉（弘見槿花天神社）	ソメイヨシノ（西の川口）	熊野神社の大杉（大正）
昭和天皇お手蒔きのクスノキ（十和川口）		ナギ（十川 星神社）



天神杉（弘見槿花天神社）



熊野神社の大杉（大正）



ナギ（十川 星神社）

参考

国指定文化財：仁井田のヒロハチシャノキ
 県指定文化財：地吉の夫婦杉
 町指定文化財：桧原神社の大杉（高野）、河内神社の大杉（南川口）、お雪椿（影野）、熊野大杉（大正）、ナギの大木（大正）、椎の大木（大正）、ナギの木（古城）、宝珠寺の深山白榎（昭和）、天神宮の榎三本（大道）コナラの大木（大道）

景観重要樹木（候補）					
NO.	場所	樹種	NO.	場所	樹種
1	琴平町	プラナタス	41	影野	お雪ツバキ
2	〃	ナンキンハゼ	42	〃	茶汲畑のスギ
3	西川角	サクラ	43	床鍋	ツクバネガシ
4	東川角	サクラ	44	与津地	オガタマノキ
5	仕出原	スギ	45	黒石	イチョウ
6	〃	コジイ	46	〃	メタセコイア
7	〃	イチイガシ	47	〃	下駄場のスギ
8	金上野	コジイ	48	奈路	ツクバネガシ
9	峰ノ上	イロハモミジ	49	志和	クスノキ
10	中神ノ川	スギ	50	志和八幡宮	イマヌキ
11	榊山	サクラ	51	志和諏訪神社	ホルトノキ
12	根々崎	スギ	52	小鶴津	ナギ
13	〃	スギ	53	大鶴津	オガタマノキ
14	茂串町	タラヨウ	54	〃	イス
15	〃	イチョウ	55	興津	バクチノキ
16	〃	ムクロジ	56	〃	クロガネモチ
17	口神ノ川	ヒノキ	57	〃	タブ
18	見付	スギ	58	三崎山	クチナシ
19	寺野	コブシ	59	興津	ソテツ
20	桧生原	ヤブツバキ	60	奈路	三本堰エノキ
21	〃	スタジイ	61	平串	イロハモミジ
22	家地川	ケヤキ	62	〃	オンツツジ
23	川ノ内	アスナロ	63	南川口	ヒイラギ
24	日野地	エドヒガン	64	大井野	ツバキ
25	作屋	サクラ	65	三崎山	ヘツカニガキ
26	越行	スギ	66	大正北ノ川	サクラ
27	市生原	カヤ	67	烏手	ヒメシャラ
28	壱斗俵	サクラ	68	〃	サクラ
29	〃	コジイ	69	相去	モクレン
30	上秋丸	オニグルミ	70	大正中津川	サクラ
31	〃	エノキ	71	弘瀬	サクラ
32	栗ノ木	モミ	72	市ノ又	サクラ
33	〃	コブシ	73	下道	ムクノキ
34	桑ノ又	トチノキ	74	下津井	ムクノキ
35	日野地	コウヨウザン	75	〃	ムクノキ
36	森ヶ内	スギ	76	打井川	イロハカエデ
37	〃	カツラ	77	〃	スギ
38	窪川中津川	ヒノキ	78	上岡	フジ
39	東北ノ川	ヒノキ	79	大正	イマヌキ
40	越行	サクラ	80	〃	ムクロジ

景観重要樹木（候補）					
NO.	場所	樹種	NO.	場所	樹種
81	〃	轟崎のシイ	101	打井川	オンツツジ
82	上大道	コナラ	102	大奈路	イトヒバ
83	茅吹手	サクラ	103	〃	ヒイラギ
84	〃	サクラ	104	大道	ヤマナシ
85	〃	センダン	105	〃	ヒノキ
86	津賀	サクラ	106	〃	コウヤマキ
87	河内	ハコネウツギ	107	今成	クロガネモチ
88	昭和	サクラ	108	大井川	カキ
89	野々川	ヒロハチシャノキ	109	下津井	ムクノキ
90	〃	サクラ	110	浦越、茅吹手、 広瀬	センダン
91	大井川	ユリノキ	112	打井川	チシャノキ
92	久保川	センダン	113	〃	チシャノキ
93	昭和	シナサワグルミ	113	〃	チシャノキ
94	昭和	イチイガシ	114	奈路	神明スギ
95	広瀬	ハナガカシ	115	高野	スギ
96	広瀬	イチイガシ	116	南川口	鳥居スギ
97	〃	センダン	117	影野	サクラ
98	地吉	クスノキ	118	大正	ナギ
99	古城	センダン	119	昭和	宝珠寺ビャクシン
100	下道	オンツツジ			

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1 公共施設の整備に関する基本方針

公共施設は、地域の核となる場合が多く、また景観にも大きな影響を与えるため、その整備に当たっては周辺環境と調和したデザインや工法を採用し、地域性や芸術にも配慮します。また、地域の気候風土、歴史等への配慮と伝統的なデザイン等を導入し、周辺の自然景観や町並みとの調和を図り、地域で生産される木材や石材等の自然素材（地場産品）の活用に努めます。

① 自然が本来有する浄化機能や流出形態の保全・向上

水や土砂の本来の流出形態が維持されるように、工法を検討し実施します。

水の浄化機能が高い森林土壌は保全を原則とし、掘削を伴う場合は可能な限り周囲へ還元します。

また、河岸や河床の改変を伴う事業は、砂利堆積等の移動を阻害しない工法を優先し、河床間隙水域の浄化機能が維持されるよう配慮します。

② 水辺林が有する多機能の保全・復元

施工に当たって水辺林に影響が及ばないよう十分な検討を行い、管理を徹底すると共に、伐採せざるを得ない場合は樹木が再生可能となるよう、自然素材を優先した工法の採用や周辺への移植等による水辺林の創出を図ります。

③ 生物とその生息・生育場所の保全・復元

重要な動植物の生育・生息する場所は回避するよう、施工箇所・ルート・工法等を検討し、やむを得ない場合は影響が最小限となるようにすると共に、施工中、施工後における濁水・騒音・振動・排気ガス・臭気・煤塵・土壌汚染物質の発生を低減し、有害物質の発生・流出を抑制します。

法面被覆における外来植物の導入は生態系に影響を与える恐れがあり、近傍の在来植物を使用します。

また、砂礫地や石積みなど自然界のさまざまな空間が生物の営巣や隠れ場所、採餌の場となっており、事業実施にあたっては工法や素材を工夫し、より自然に近い状態を目指します。

④ 四万十川の流域に根ざした文化や景観の保全・復元

周辺の文化的な景観の歴史的な背景や連続性、一体性を考慮し、主要な展望地点からの眺望景観の改変は最小限にとどめ、その状況に適した工法、工程、構造・デザインを検討し実施します。

2 指定に関する基本方針

公共施設は、住民のみならず四万十川流域を訪れる観光客など多くの人が利用し目にするものであるとともに、その整備の仕方によっては景観形成において大きな影響を及ぼすことも多く、特に豊かな自然を有する四万十川流域5市町においては、自然環境・景観ともに、良くも悪くも影響を与える要素である。

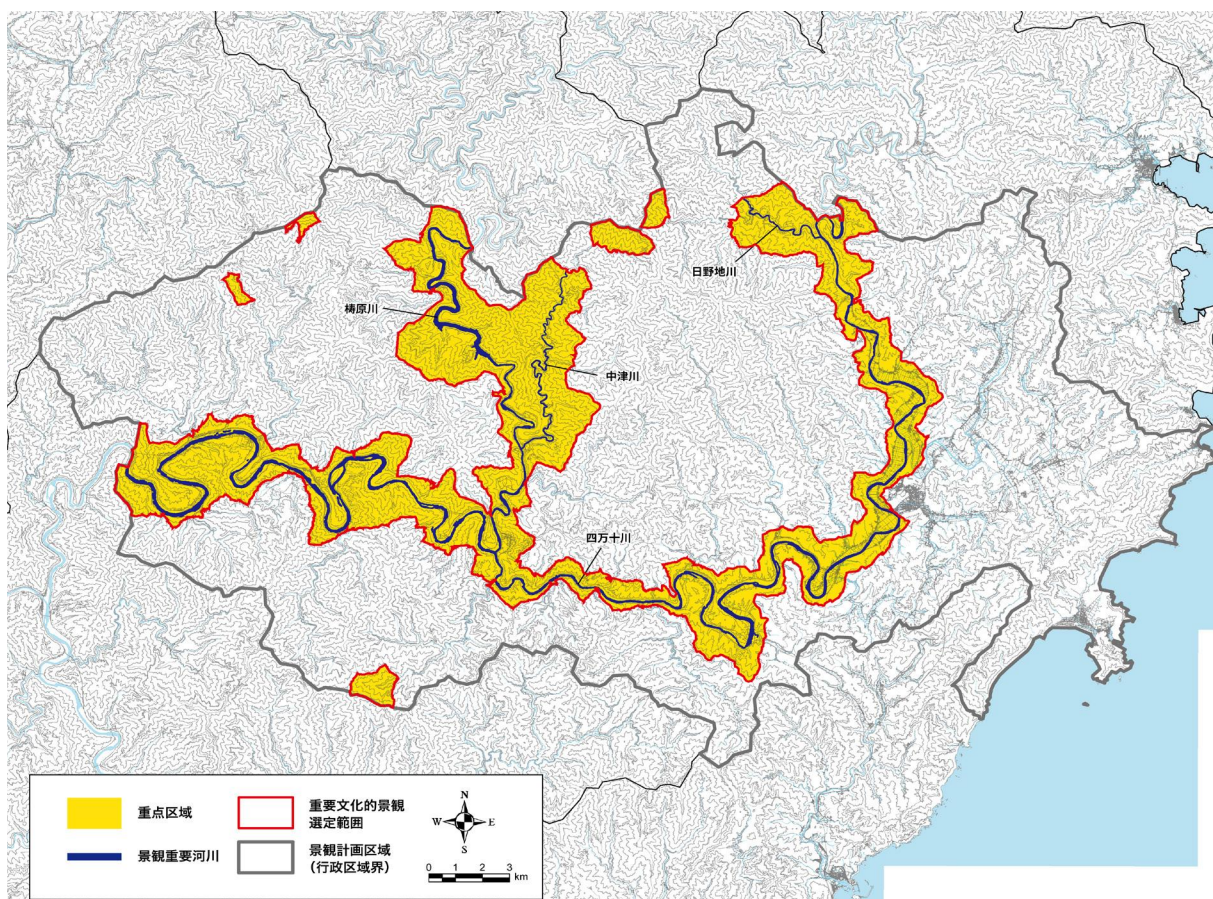
そこで、景観計画区域のうち、四万十川流域の景観の骨格を形成するものや、流域の流通・往来に寄与してきた歴史を有する重要なネットワークを担うものについて、景観重要公共施設に位置づけることとする。

指定に際しては、国、県など関係機関と協議を行った上で、その整備方針を共有するとともに、整備プロセスにおいては、協議・調整を行いながら相互に連携を図った上で整備を進めていくこととする。

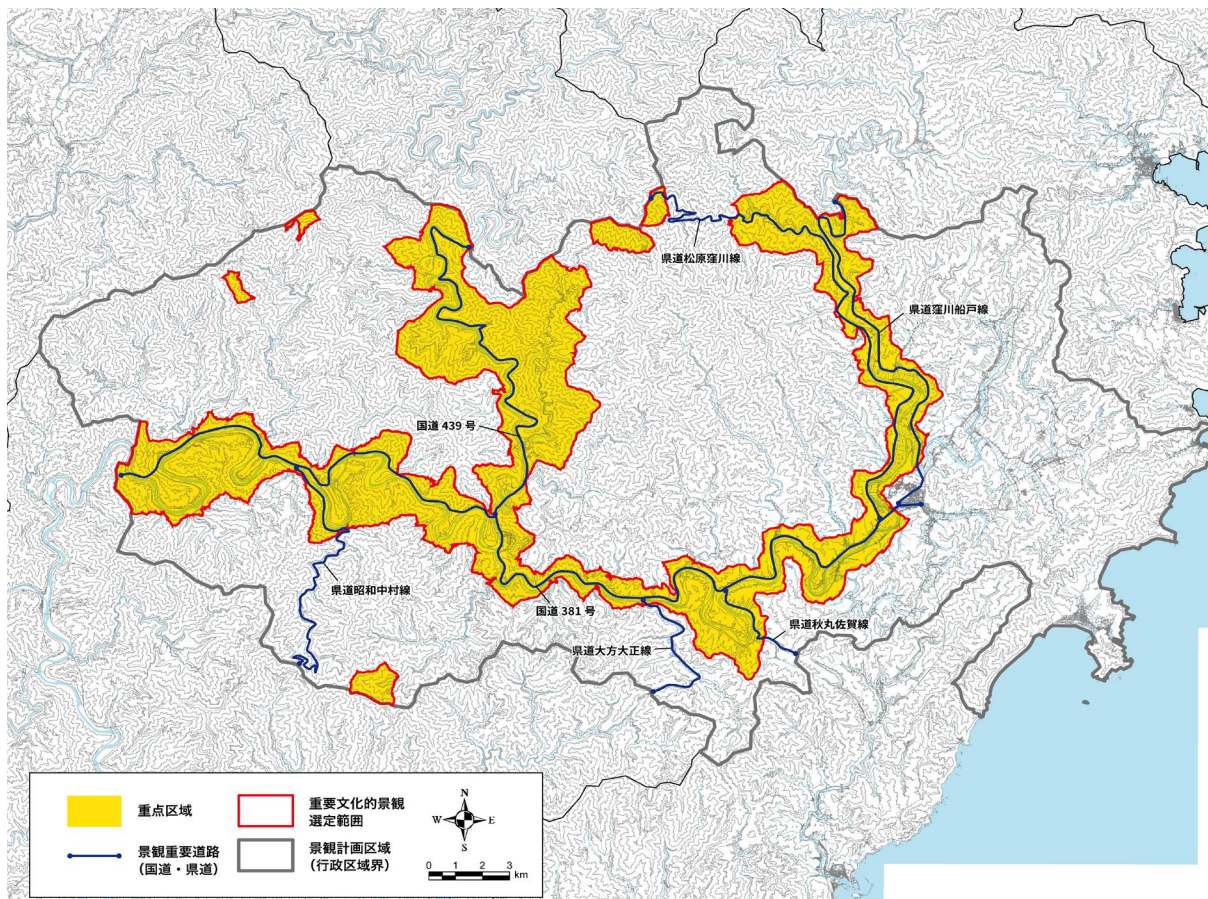
3 対象施設

分類	施設名	管理者	備考
河川	四万十川	県 (須崎土木四万十町事務所)	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	梶原川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	中津川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	日野地川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
道路	国道381号	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	国道439号	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道昭和中村線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道大方大正線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道秋丸佐賀線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道窪川船戸線	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道松原窪川線	〃	
道路 (橋梁)	大正橋	町	*重要な構成要素(重要文化的景観) 登録有形文化財
	北の川口橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観) 登録有形文化財
	佐川橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	柿ノ木サコ橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	西ノ川1号橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	大奈路橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	ユス谷川橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)

分類	施設名	管理者	備考
道路 (沈下橋)	壺斗俵沈下橋	町	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	清水	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	向弘瀬橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	上宮橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	向山橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	木屋ヶ内橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	サワタリ橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	里川橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	新谷橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	第一三島橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	第二三島橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)



景観重要河川の位置図



景観重要道路の位置図

4 景観重要河川の整備方針

- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、四万十川流域の文化的景観の価値の保存継承に向け、必要に応じて調査を行った上で整備に努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、多様な生物の生息環境に保全・再生に配慮するとともに、持続的な漁労環境に配慮した河川環境の保全・再生に関する調査及び整備に努める。
- 護岸等の整備において構造物を使用する際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意するとともに、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 水辺への眺めを活かした河川景観の整備を行う際には、水防林等で必要なものや生物の生息環境等に寄与するもの以外の必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川景観の形成に向けた適切な管理に努める。
- 護岸や河川敷等の空間を活用できる場合には、水辺に親しめる広場や公園等の空間や川の眺めを楽しめる空間の創出を図るよう努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川水系の特徴を継承した河川環境及び河川景観の保全・創出に努める。



5 景観重要道路の整備方針

- 道路の拡幅に伴う安全対策工事等の地形改変や大規模な構造物を使用する工法を行う際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意し、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 現道上に架かる橋梁の整備・修繕にあたっては、周囲の景観や既存施設の歴史的背景等を踏まえ、デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱等は、周囲の景観が映えるような種類・色彩とし、周囲の景観と調和した素材や色彩の使用に努める。
- 防護柵や照明をはじめとした道路付属物については、種類・色彩において周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 大規模な地形改変を伴う整備等においては、必要に応じて専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川流域の川と山からなる自然景観の保全・形成に努める。



第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本景観計画区域における屋外広告物に関する行為の制限は、高知県屋外広告物条例（平成８年高知県条例第５号）第３条及び第４条により、全域が禁止地域又は許可地域に指定されており、一定規模以上の自家用広告物及び全ての非自家広告物に対する制限がかけられています。

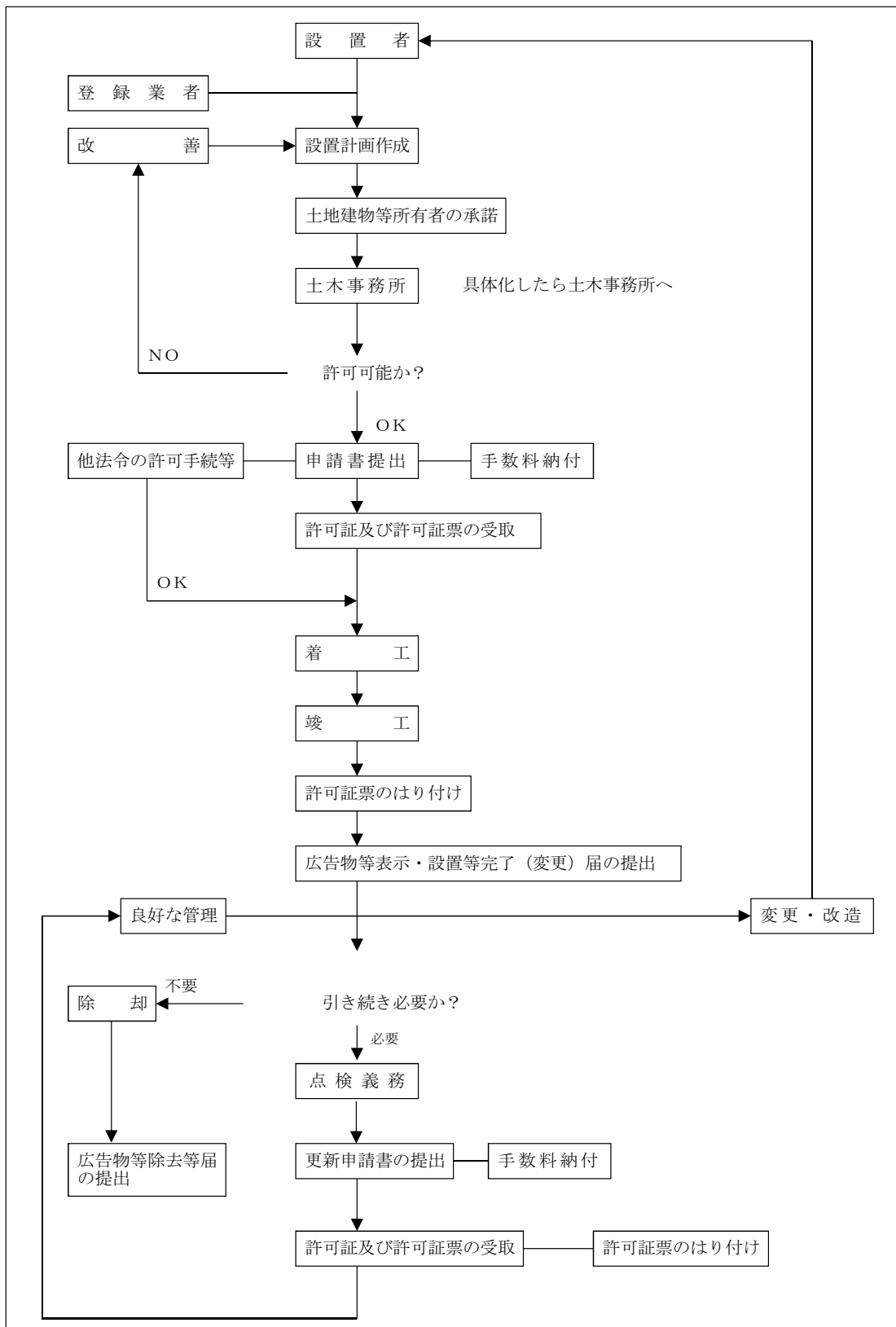
また、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例により、重点地域においては、屋外広告物に対して色彩等の基準が設けられ、景観の保全が図られています。

本町をはじめとした流域5市町で広域選定を受けている重要文化的景観の選定地や重点地区等における屋外広告物の制限内容については、今後、高知県と連携を図りながら、景観計画と整合した制限内容等について、高知県と継続的に協議を行うこととします。



高知県屋外広告物条例の規制概要（四万十町）

(参考) 高知県屋外広告物条例の許可の流れ



第 10 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、景観法に基づく景観計画 区域内の農業振興地域において、農業振興地域整備計画と整合させながら景観と調和のとれた農業経営を推進するために、対象とする計画の区域、土地利用、農用地等の保全、農業生産の基盤の整備、農業用施設の整備を一体的に進めるための基本的な方針を定めるものです。

1 景観農業振興地域整備計画に定める事項

- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域
- ・ 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- ・ 農用地の保全に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

2 計画策定における考え方

農村景観は、その地域の人々が歴史を積み重ねながら暮らしを営むために、農業を主体とした土地利用を進めてきた結果として創出されたものであり、農業は景観の保全が目的ではありません。

しかし、日本の原風景とも言える四万十川流域の景観も、好ましくない開発や高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加等により、その魅力が失われている実態があります。

そこで、景観農業振興地域整備計画は、農業の営みを継続させることが重要であることを認識し、地域の特性を理解しながら、持続的な農業を推進することを目的に策定します。



田園風景（吉斗俵）

